

# EF P取引及びEF S取引実施細則

## EF P取引及びEF S取引実施細則

### (目的)

**第1条** 本細則は業務規程第3条第5項の規定に基づき、EF P取引及びEF S取引に関し、必要な事項について規定する。

### (対象とする現物取引における商品)

**第2条** EF P取引の対象とする現物取引における商品は、次のとおりとする。

(1) ゴム

「ゴム」にあつては、くん煙シート（別名RSS）、技術的格付けゴム（別名TSR）及び未くん煙シート（別名USS）

(2) 貴金属

イ 「金」にあつては、純度99.5%以上の金

ロ 「銀」にあつては、純度99.9%以上の銀

ハ 「白金」にあつては、純度99.95%以上の白金

ニ 「パラジウム」にあつては、純度99.95%以上のパラジウム

(3) 石油

イ 「原油」にあつては、原油及び石油製品

ロ 「ガソリン」にあつては、原油、ガソリン及びナフサ

ハ 「灯油」にあつては、原油、灯油及びジェット燃料

ニ 「軽油」にあつては、原油、軽油及びA重油

(4) 中京石油

イ 「ガソリン」にあつては、原油、ガソリン及びナフサ

ロ 「灯油」にあつては、原油、灯油及びジェット燃料

(5) アルミニウム

「アルミニウム」にあつては、純度99.70%以上であつて、鉄分の含有率が0.20%以下及びシリコンの含有率が0.10%以下であるアルミニウム

(6) 農産物・砂糖

イ 「一般大豆」にあつては、大豆、大豆ミール及び大豆油

ロ 「小豆」にあつては、小豆

ハ 「とうもろこし」にあつては、とうもろこし、コーンスターチ、コーン油及びDDGS

ニ 「粗糖」にあつては、粗糖及び精糖

(7) 第2号に掲げる商品を対象とする商品現物型ETF

2 EF S取引の対象とする現物取引における商品は、前項第3号及び第4号のとおりとする。

3 第1項第2号アにかかわらず、次条第1項ただし書きに定める場合にあつては、EF

P取引の対象とする現物取引における商品は、純度99.99%以上の金とする。

#### (利用可能対象者)

**第3条** EFP取引は、当業者に限り行うことができるものとする。ただし、現金決済先物取引の金及び白金にあつては、この限りでない。

2 EFS取引は、当業者又はスワップ取引（現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引をいう。以下同じ。）の契約を締結した業務規程第85条第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者に限り行うことができるものとする。

#### (事前申出)

**第4条** 前条に定める者がEFP取引又はEFS取引を行おうとするときは、当社が定める申出書をもって、事前に当社に申し出なければならない。

#### (申出枚数と現物取引の数量との関係)

**第5条** 申出枚数については、現物商品の数量を業務規程第17条において規定する取引単位の換算した枚数の範囲内において、申出当事者間で合意した枚数とする。

2 前項の換算において、最小取引単位の50%を超える端数数量については、当該端数数量を最小取引単位とみなして申出することができるものとする。

#### (申出時間)

**第6条** EFP取引及びEFS取引の申出時間は、午後4時15分から翌日午前5時30分まで（ただし、ゴムにあつては午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。

#### (呼値の単位)

**第7条** 業務規程第17条第5項のEFP取引及びEFS取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

##### (1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
ゴム市場	くん煙シート(別名RSS)	0.001円
貴金属市場	金	0.001円
貴金属市場	銀	0.0001円
貴金属市場	白金	0.01円
貴金属市場	パラジウム	0.01円
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
中京石油市場	ガソリン	0.1円
中京石油市場	灯油	0.1円
アルミニウム市場	アルミニウム	0.001円
農産物・砂糖市場	一般大豆	1円
農産物・砂糖市場	小豆	0.1円
農産物・砂糖市場	とうもろこし	0.1円
農産物・砂糖市場	粗糖	0.1円

(2) 限月現金決済先物取引

イ 業務規程第17条第2項第1号イに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
貴金属市場	金	0.01円
貴金属市場	白金	0.01円

ロ 業務規程第17条第2項第1号ロに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円

ハ 業務規程第17条第2項第1号ハに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円

ニ 業務規程第17条第2項第1号ニに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	原油	0.1円

(3) 限日現金決済先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
貴金属市場	金	0.01円
貴金属市場	白金	0.01円

#### **(法定帳簿の記載方法)**

**第8条** E F P取引又はE F S取引を行った取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、E F P取引又はE F S取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

#### **(記録の保存)**

**第9条** E F P取引又はE F S取引を行った取引参加者は、E F P取引又はE F S取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

#### **(調査及び帳簿等の提出要求)**

**第10条** 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該E F P取引又はE F S取引に係る書類等（現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。）を提出させることができる。

#### **(改廃)**

**第11条** 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

#### **附則**

本細則は、平成20年12月1日に施行する。

#### **附則**

第1条（目的）、第2条（申出時間）、第5条（申出種類）、第6条（申出枚数と現物取引の数量との関係）及び第8条（証明書類の保存）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

#### **附則**

第4条（申出対象者）第1号及び第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

#### **附則**

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成22年5月6日に施行する。

**附則**

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成22年10月12日に施行する。

**附則**

第4条（申出対象者）及び第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成23年8月1日に施行する。

**附則**

第4条（申出対象者）の変更規定は、平成23年10月18日に施行する。

**附則**

第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

**附則**

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成25年2月12日に施行する。

**附則**

第2条（申出時間）、第5条（申出書類）、第6条（申出枚数と現物取引の数量との関係）及び第8条（証明書類の保存）の変更規定は、平成25年12月26日に施行する。

**附則**

第4条（申出対象者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

**附則**

第2条（申出時間）の変更規定は、平成26年7月22日に施行する。

**附則**

第4条（利用可能対象者）の変更規定は、平成27年4月1日に施行する。

**附則**

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成27年4月20日に施行する。

**附則**

**第1条** 第6条（申出時間）及び第7条（呼値の単位）の新設規定、第3条（対象とする

現物取引における商品)、第4条(利用可能対象者)、第5条(申出書)、第6条(申出枚数と現物取引の数量との関係)、第7条(法定帳簿の記載方法)、第8条(記録の保存)、第9条(調査及び帳簿等の提出要求)及び第10条(改廃)の変更規定並びに第2条(申出時間)の削るは、平成28年9月20日に施行する。

**第2条** 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

#### **附則**

第3条(利用可能対象者)、第7条(呼値の単位)、第8条(法定帳簿の記載方法)、第9条(記録の保存)及び第10条(調査及び帳簿等の提出要求)の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

#### **附則**

第3条(利用可能対象者)及び第7条(呼値の単位)の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

#### **附則**

第2条(対象とする現物取引における商品)及び第7条(呼値の単位)の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。